

【自賠責保険】基準料率届出のご案内

(2020年1月20日金融庁長官への届出)

損害保険料率算出機構は、このたび、金融庁長官に対して自動車損害賠償責任保険(以下、自賠責保険)の基準料率の変更にかかる届出を行いましたので、その概要をお知らせします。

1. 届出の概要

自賠責保険基準料率を平均で16.4%引き下げます^{※1※2}。

※1 上記改定率は、契約条件(車種・保険期間等)によって異なります。

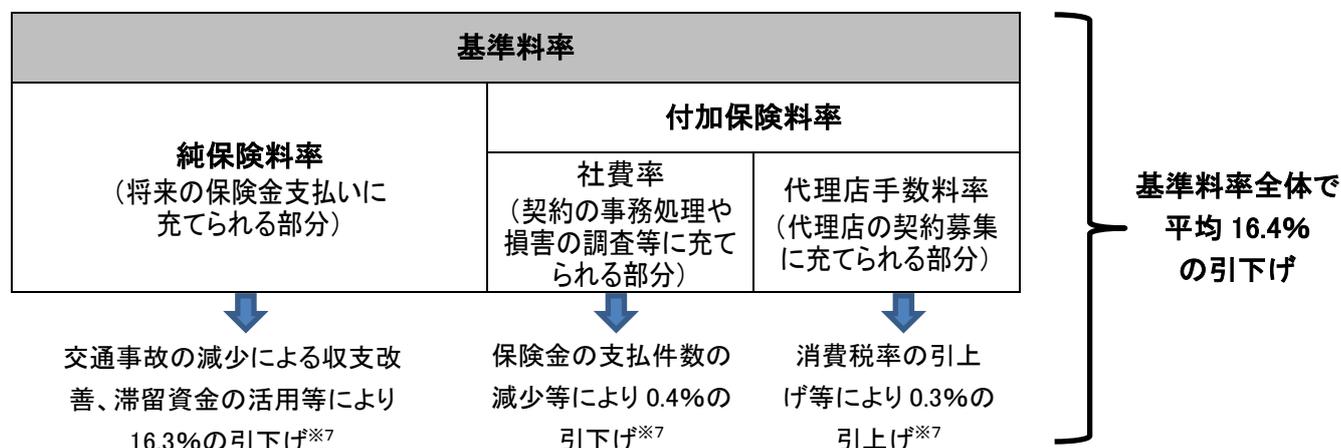
契約条件ごとの改定率の例は後記2. をご参照ください。

※2 2020年4月1日以降に保険期間が始まる契約に適用されることを前提としています。

今回の届出は、交通事故の減少を主な背景として行ったものです。その他にも、消費税率の引上げ(2019年10月1日実施)、自賠責保険支払基準の改正(2020年4月1日施行)^{※3}の影響も踏まえています^{※4}。

交通事故の発生件数は近年減少傾向で推移^{※5}しています。これによる支払保険金減少に伴う収支の改善、および、それに伴う滞留資金^{※6}の蓄積は、今回の保険料率引下げに大きく影響し、基準料率全体で平均16.4%の引下げとなります。

基準料率を構成する純保険料率と付加保険料率ごとに改定率の内訳を見ていくと、下図のとおり、純保険料率で16.3%の引下げ、付加保険料率で社費率・代理店手数料料率を合わせ0.1%の引下げとなります。



※3 自賠責保険支払基準の改正は、今般の民法改正による法定利率の変更を反映するとともに、平均余命年数や物価・賃金水準の変動等も反映したものです。

※4 消費税率の引上げや自賠責保険支払基準の改正は、保険料率の引上げ要素として働きます。

※5 交通事故の発生件数は2004年の約95万件をピークに2019年は約38万件(対前年比-11.5%)と減少傾向で推移しています(警察庁資料)。

※6 2頁および3頁をご参照ください。

※7 自動車損害賠償責任保険審議会資料(金融庁ウェブサイトをご参照ください)に記載の各改定率に、2017年4月実施の基準料率の構成割合(純保険料率:0.719 社費率:0.213 代理店手数料料率:0.068)をそれぞれ乗じたものです。したがって、同審議会資料に記載の各改定率の数値とは異なります。

<補足>

(1) 純保険料率

交通事故の減少により、自賠責保険の契約保険料に対する支払保険金の収支が改善しており、6.1%の引下げ余地が生じます。

また、2019年度末時点の過去契約分の収支差額の累計と利息の蓄積を合計した額(これを滞留資金といいます。詳細は3頁をご参照ください)として、5,453億円の余剰が見込まれるため、この額を2020年度から2024年度の5年間で活用することにより、10.2%の引下げ余地が生じます。

以上のことから、純保険料率では16.3%の引下げとなります。

(2) 付加保険料率

① 社費率

交通事故の減少による保険金の支払件数の減少に伴い、社費に含まれる損害調査費が減少することなどにより、0.6%の引下げ余地が生じます。

一方で、社費には、これまでに累積された、補てんを必要とする不足額が136億円見込まれるため(2019年度末時点)、この不足額の補てんのために、0.3%の引上げが必要となります。

これらを合算すると、社費率全体で0.4%の引下げ余地が生じます。

② 代理店手数料率

消費税率の引上げなどにより、0.3%の引上げが必要となります。

金額としては、1,660円から1,723円へ変更されます。

以上のことから、付加保険料率では0.1%の引下げとなります。

2. 主要車種の改定率の例

改定率は、契約条件(車種、保険期間等)により異なります。
主要な例を以下にお示ししています。

● 保険期間：24か月(2年契約) (単位：円、%)

車種	現行基準料率 A	改定基準料率 B	改定額 C=B-A	改定率 D=C÷A
自家用乗用自動車	25,830	21,550	△ 4,280	△ 16.6
自家用小型貨物自動車	29,470	24,790	△ 4,680	△ 15.9
軽自動車(検査対象車)	25,070	21,140	△ 3,930	△ 15.7
小型二輪自動車	11,520	9,680	△ 1,840	△ 16.0
原動機付自転車	9,950	8,950	△ 1,000	△ 10.1

● 保険期間：36か月(3年契約) (単位：円、%)

車種	現行基準料率 A	改定基準料率 B	改定額 C=B-A	改定率 D=C÷A
自家用乗用自動車	35,950	29,520	△ 6,430	△ 17.9
自家用小型貨物自動車	—	—	—	—
軽自動車(検査対象車)	34,820	28,910	△ 5,910	△ 17.0
小型二輪自動車	14,690	11,900	△ 2,790	△ 19.0
原動機付自転車	12,340	10,790	△ 1,550	△ 12.6

離島および沖縄県を除く地域の場合。

<自賠責保険について>

1955年に自動車事故被害者の保護を目的として「自動車損害賠償保障法」（自賠法）が制定され、この法律に基づき自賠責保険がつけられました。自賠責保険は、自動車事故により他人を死傷させ、法律上の損害賠償責任を負った場合に、事故の被害者の治療費、慰謝料等の人身損害を保障する保険です。保険金は法令で定められた限度額の範囲で支払われます。

<自賠責保険基準料率の算出の考え方>

自賠責保険の基準料率^{*1}は、ノーロス・ノープロフィットの原則に従って、利潤や損失が生じないように算出しています^{*2}。この考え方により、自賠責保険基準料率では、滞留資金^{*3}も保険料（純保険料率）に反映させています。

- ※1 詳細については、当機構ウェブサイト「自賠責保険基準料率」をご参照ください。
- ※2 自賠責保険は、社会政策的な側面をもつ保険であることから、その保険料率は「能率的な経営の下における適正な原価を償う範囲内でできる限り低いものでなければならない」ことが自賠法に規定されています。
- ※3 滞留資金とは、「過去契約分の収支差額」の累計と「利息」の蓄積を合計した額です。
過去契約分の収支差額… 交通事故発生状況の変化等によって生じた料率算出時の見込みと実績の差分
利息…………… 保険契約時から保険金支払い時までの間に生じた利息

<自賠責保険基準料率の届出と金融庁長官による審査>

当機構は「損害保険料率算出団体に関する法律」（料団法）に基づき、自賠責保険の基準料率を算出し、金融庁長官に届出を行います。金融庁長官は、当該基準料率について審査（適合性審査）を行います。審査にあたっては、金融庁長官は自動車損害賠償責任保険審議会^{*1}に諮問し、その審議を経て答申を受けます。

審査において、料団法に定める条件に適合していると判断されれば、当機構の会員である損害保険会社は、当機構の届け出た基準料率が審査期間^{*2}を経過した後に、この基準料率を使用するという届出を行うことで保険業法に基づく認可を取得したものとみなされ、当機構が算出した基準料率を自社の保険料率として使用することができます。現在、全ての会員保険会社が基準料率を使用しています。

- ※1 自賠責保険基準料率の算出や改定等の重要事項については、自動車損害賠償責任保険審議会において審議されます。この審議会は、金融庁に設置されています。
- ※2 届出後90日までの期間とされていますが、金融庁長官が必要と認めた場合には、短縮または延長することができます。

<基準料率に関する資料の公表・閲覧>

今回届け出た内容は2020年1月31日付の官報に掲載されます。なお、当機構ウェブサイトにも自賠責保険基準料率表を掲出しております。

https://www.giroj.or.jp/ratemaking/cali/pdf/202001_table.pdf

また、当機構本部において、基準料率算出のための基礎資料の閲覧ができます。基準料率算出の基礎資料の閲覧を希望される場合は、当機構の総合企画部広報グループ（TEL 03（6758）1353（直通））までお問い合わせください。

<損害保険料率算出機構について>

損害保険料率算出機構は、「損害保険料率算出団体に関する法律」に基づいて設立された団体であり、損害保険会社を会員とする組織です。主な業務は、以下の3つです。

保険料率の算出・提供



「合理的、妥当、不当に差別的でない」との原則に基づき、参考純率および基準料率を算出[※]し、保険会社に提供しています。

自賠責保険（共済）の損害調査



「公正・迅速・親切」をモットーとして、自賠責保険（共済）の損害調査を行っています。

データバンク



各種保険に関する大量のデータを集計し、保険会社等に提供しています。また、消費者向けの刊行物の作成・提供も行っています。

※当機構では、自動車保険・火災保険・傷害保険等について参考純率を、自賠責保険・地震保険について基準料率を算出しています。

<関連情報>

自動車保険の概況 (https://www.giroj.or.jp/publication/outline_j/)

自賠責保険の仕組み等に加え、収支動向などを統計数値を用いて詳細に記載しています。検証・改定の料率算出の流れについても解説しています。また、自賠責保険の損害調査に関する統計や自動車保険についての解説も記載しています。

最新版：2019年4月公表

※今回の届出内容は記載しておりません。



グラフで見る！自賠責保険・共済統計速報 (<https://www.giroj.or.jp/databank/cali.html>)

当機構では、会員保険会社等から収集した大量のデータを蓄積しています。

契約統計は契約台数と契約保険料、支払統計は支払件数と支払保険金について、毎月の速報値を掲載しています。

月別・年度累計などの切り口を変更できる視認性の高いグラフ表示での閲覧、エクセルでのダウンロードが可能です。

